

## 横浜わかば学園（B部門） 卒業生のみなさんへ

労働契約法が改正され、平成25年4月以降、労働契約が同一の職場で5年を超えて更新された場合、労働者の申し込みにより期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されることになっています。これには、労働者が申し込みを行う必要があります。（申し込みは口頭でも法律上有効ですが、できるだけ書面で申し込む事をお勧めします。）

なお、無期転換ルールについては、厚生労働省のHPで詳しく紹介されておりますのでご確認ください。また、申し込み書の書式は、同HPからダウンロードする事ができます。

### <注意事項>

- ・申し込みは労働者の権利であり、本人の自由です。
- ・申し込みをする事で使用者が承諾したこととみなされ、無期労働契約が成立します。
- ・無期転換されるのは、申し込み時の有期労働契約が終了する翌日からです。
- ・労働条件は別段の定めがない限り直前の有期労働契約と同一になります。

横浜市立若葉台特別支援学校 B部門 キャリア支援部

無期転換その他のトラブルや相談は厚生労働省総合労働相談コーナーへ。

総合労働相談コーナー 045-211-7358

（無料・予約不要・秘密厳守ですので安心してご相談ください。）